

## 答申第57号

(諮問第74号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年1月12日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成23年11月29日付けで、実施機関に対して、「平成〇〇年〇月〇〇日、および〇月〇〇日に健康サポートセンターで医師から受けた診断についての私に関する情報」を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定等

実施機関は、当初、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書として、「医師の診断書（2通）」を特定し、平成23年12月7日付けで開示決定を行い、異議申立人に通知した。この開示決定に対し、異議申立人は「請求した個人情報は、診断時に医師が手元に持っていた『請求人の情報が記載された文書』、『診断で請求人と医師の間診について、健康サポートセンターの課長補佐が記録していた診断の質疑応答内容などが記載された文書』などの診断書以外の文書に記載されている個人情報である」として、平成23年12月11日付けで、実施機関に対し、開示請求どおりの個人情報の開示を求める旨の異議申立てを行った。

このため、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書として、「ストレス健康相談等経過」及び「ストレス健康相談記録」（以下これらを「本件対象公文書」という。）を改めて特定し、次の理由により、平成24年1月12日付けで一部開示決定を行った。

（不開示理由）

条例第15条第3号に該当するため（あなたが開示請求した文書中には、あなたに関する相談、評価及び診断に関する部分があり、これらを開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）

なお、実施機関は、平成23年12月11日付けで行われた異議申立てについては、その目的が達せられたものとして、平成24年1月13日付けで却下した。

### 3 本件異議申立て

異議申立人は、平成24年1月12日付け一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年2月27日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

開示請求に係る個人情報の内容について、全面的に開示することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) ストレス健康相談等においては、異議申立人と医師らが、互いに意思疎通を十分に行うことによって、円滑な復職に向けて、職場環境の調整を図る必要などがあるのであって、開示請求した文書を開示することによって、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは到底考えられない。

- (2) 「ストレス健康相談等経過」について

患者が自分の病気と医療行為について、知りたいことを「知る権利」があり、インフォームド・コンセントの考え方からしても、「異議申立人本人への開示を前提としていない」からといって、開示しても異議申立人本人に関する情報であるから支障はない。

「県が協力を依頼している専門医等との信頼関係は損なわれ、職員の健康管理業務の円滑な遂行に支障を及ぼす」は、その記載内容からみて、そのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であるが、同要件に関する大分県知事の主張は一般論にとどまっており、具体性が認められない。

さらに、「当該文書中には、職員の健康管理全般を所管する人事課において、その職務権限に基づき、多方面から収集した異議申立人の健康上の情報が含まれており、これらの情報が開示されることになると、将来の同種の事務の実施にあたって、必要な情報が収集できなくなるおそれがあるなど、業務の適正かつ円滑な執行に支障が生じる」については、異議申立人の個人情報を無断で取得するなどの個人情報保護法に抵触する疑いについて、理由説明書に記載している理由を大分県知事が隠れ蓑としている疑いがある。そうでなければ、それらの情報は、異議申立人に対して秘匿すべきものではなく、異議申立人とともに共有する方が、異議申立人の円滑な職場環境や疾患の再発防止を図るという職場復帰支援制度の趣旨に適うものと考えられる。

- (3) 「ストレス健康相談記録」について

開示請求者は、医師と直接質疑応答を行った異議申立人本人であり、文書に

記録された内容も異議申立人が医師から直接聞いたり、伝えたりしたものであり、「開示を前提としたものではない」からといって、開示して支障は全くない文書である。

また、「当該診断を行った医師と県との信頼関係が損なわれ、さらに、将来の同種の事務の適正な遂行に支障がある」についても、医師が医療ミスをしたり、故意に誤診をしたり、不適切な意見を記載したりなどをしたことを隠蔽するのではと疑わざるを得ない。そのような専門医であれば、交代させるべきである。そうでなければ、開示しても全く支障はない文書である。

- (4) よって、大分県知事の主張は失当であって、対象文書は全面的に開示すべきといえる。

#### **第4 実施機関の主張の要旨**

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

##### **1 本件対象公文書及び本件個人情報について**

今回一部開示決定をした「ストレス健康相談等経過（医師の手元に持っていた個人情報に記載された文書）」は、(イ) 職員の健康管理対策として実施しているストレス健康相談において、専門医が異議申立人に対して行った健康相談における医学的評価、(ロ) 長期療養中の職員の円滑な職場復帰と疾患の再発防止を図ることを目的に実施している職場復帰支援制度において、産業医等が異議申立人に対して行った療養相談における医師としての所見・評価、及び(ハ) 職員の健康管理を所管する人事課が異議申立人の療養支援を目的に収集した異議申立人に関する健康上の情報のうち、異議申立人の療養支援に参考となる専門医等による主な評価・所見及び情報をまとめたものである。

また、同様に一部開示決定をした「ストレス健康相談記録（医師との質疑応答を記録した文書）」は、2名の医師が精神科の専門医として、それぞれの医学的知見に基づき診断を行った際、平成〇〇年〇月〇〇日及び同年〇月〇〇日のそれぞれの診断に同席した健康サポートセンターの保健師（人事課職員）が、医師から異議申立人に対する質問とそれに対する異議申立人の回答のやりとりを記録したものである。

##### **2 「ストレス健康相談等経過」について**

当該文書中には、異議申立人に対して専門医等が行ったストレス健康相談や療養相談における医学的・専門的な評価・所見が含まれており、これらの内容は異議申立人本人への開示を前提としていない。

また、異議申立人に対して行った健康相談等についての評価に関するすべての情報が異議申立人に開示されることになれば、県が協力を依頼している専門医等との信頼関係は損なわれ、職員の健康管理業務の円滑な遂行に支障を及ぼす。

さらに、当該文書中には、職員の健康管理全般を所管する人事課において、その職務権限に基づき、多方面から収集した異議申立人の健康上の情報が含まれており、これらの情報が開示されることになると、将来の同種の事務の実施にあたって、必要な情報が収集できなくなるおそれがあるなど、業務の適正かつ円滑な遂行に支障が生じる。

### 3 「ストレス健康相談記録」について

当該文書は、医師が異議申立人に対する診断を行うにあたり、医師の診断を補助することを目的として、同席した人事課職員（保健師）が記録したものであり、開示を前提としたものではない。

また、2名の医師が行った本件診断は、異議申立人が〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）に該当するか否かについて、医学的所見を確認するため異議申立人に受診を命じたものであり、こうした診断を行うにあたっては、診断を行う医師と県との信頼関係が必要不可欠であるところ、当該文書には、診断を行った医師の医学的・専門的質問内容が含まれており、こうした医師の診断過程が開示されることになれば、当該診断を行った医師と県との信頼関係が損なわれ、さらに、将来の同種の事務の適正な遂行に支障がある。

### 4 まとめ

以上のとおり、本件一部開示決定処分不開示部分については、内容の開示により、将来の同種の事務の公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、一部開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書を見分し、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

### 1 本件対象公文書及び本件不開示個人情報について

本件対象公文書のうち、「ストレス健康相談等経過」は、異議申立人に係るストレス健康相談や療養相談等に関する経過が時系列でまとめられたものであり、不開示とされた部分は、異議申立人に対する専門医及び産業医（以下「専門医等」という。）並びに人事課職員の評価・所見並びに実施機関が多方面から収集した異議申立人に関する健康上の情報である。ただし、異議申立人に対する評価・所見に関する情報のうち、既に異議申立人に伝えたり、異議申立人自身が発言した内容等異議申立人が既に了知していると思われる情報は開示されている。

また、「ストレス健康相談記録」は、医師の質問とそれに対する異議申立人の

発言及び人事課職員による異議申立人に対する評価が記載されており、医師の質問と異議申立人に対する評価に関する情報が不開示とされている。

## 2 本件個人情報の不開示情報該当性の判断について

(1) 条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

(2) 本件対象公文書に記載された情報は、実施機関が人事管理のため、異議申立人に関して収集したストレス健康相談や療養相談における専門医等の評価・所見、多方面から収集した異議申立人に関する健康上の情報及び○○○○○○○○○○○○○○○○に該当するか確認するため、異議申立人に対して実施した医師の診断に関する情報であり、条例第15条第3号の「個人の評価、指導、診断等に関する情報」に該当する。

(3) 上記個人情報のうち、不開示とされた情報が、条例第15条第3号の「開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか、対象公文書ごとに次のとおり検討した。

### ① 「ストレス健康相談等経過」について

当該文書は、実施機関が、人事管理上、異議申立人に対する専門医等による主な評価・所見や各方面から収集した健康上の情報等を取りまとめの上、作成したものである。

当該文書を見分したところ、ストレス健康相談や療養相談等における専門医等の評価や所見について、簡潔かつ具体的な表現で記載されていることが認められた。これらは、人事課職員が専門医等から収集した異議申立人に対する評価・所見のうち、人事管理上必要と思われる情報を記録したものである。

こうした情報は、症状に対する受診者の自己評価や認識と必ずしも一致しない場合があることも予想されるため、不開示部分を開示することとなると、受診者から誤解や反発、非難等が生ずることを懸念して、人事課職員が、医師から収集した評価・所見をありのまま記載することをためらったり、当たり障りのない表現で記載するなど、記載内容が形骸化・画一化することにより、受診者に対する適切な評価が行い得なくなり、人事管理上、適正な事務

の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、不開示部分を開示することにより、記載された評価や所見に納得しない受診者が、医師に反発したり、非難した場合、医師が適切な評価を行うことが困難となることも予想され、専門医等と実施機関との協力・信頼関係を損なうおそれがある。

また、各方面から収集した異議申立人に関する健康上の情報については、異議申立人に対する療養支援や健康上の評価を行う等事務の目的達成を図る上で、情報の客観性・正確性を確保するため収集したものである。

こうした情報を開示することになれば、情報の収集先の特定は容易であると考えられるため、収集先が非難等の矛先を直接向けられることを懸念して、実施機関に対して情報の提供をためらったり、当人にとって好ましくない情報を提供しなくなった場合、実施機関は必要な情報を得られなくなり、将来の事務の遂行に支障を及ぼす可能性は否定できない。

したがって、本件不開示個人情報を開示することにより、今後のストレス健康相談や職場復帰支援制度の運用、人事管理における個人の評価・指導・診断等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

なお、異議申立人から提出された意見書中、「異議申立人の個人情報を無断で取得するなどの個人情報保護法に抵触する疑い」との主張は、本件の不開示情報該当性についての判断とは直接関係しないものであるが、異議申立人の個人情報を実施機関が同意を得ずに収集したものであるとしても、次のとおり法令には違反しないと考えられる。

まず、実施機関が個人情報を収集する場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）又は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）ではなく、本県条例の規定が適用される。そして、条例第6条第1項では、「実施機関は、個人情報を収集するときは、法令等の規定に基づき収集するときを除き、本人から収集しなければならない」と規定されているが、同項第6号で、「審査会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するため本人以外のものから収集することにつき相当の理由があると実施機関が認めるとき」には例外的に本人以外のものから個人情報を収集することが認められている。

そして、審査会の意見を聴いて認められたものとして、「教育、評価、指導、訓練等の事務を行うに当たり、評価等の対象者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき」があり、実施機関が異議申立人に関する情報を多方面から収集することは、人事管理上、異議申立人に対する療養支援や健康上の評価を行うため、その目的の達成や情報の客観性・正確性を確保するうえで「相当の理由がある」場合に該当し、例外的に収集することが認め



### 3 結論

以上のことから、実施機関が、本件不開示個人情報条例第15条第3号に該当するとして、一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 3月 5日	諮 問
平成24年 3月21日	事案審議 (平成23年度第10回審査会)
平成24年 4月25日	事案審議 (平成24年度第1回審査会)
平成24年 5月30日	インカメラ審査 (平成24年度第2回審査会)
平成24年 6月27日	答申決定 (平成24年度第3回審査会)

### 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
原 口 祥 彦	弁護士	会長 H24.3.31退任
吉 田 祐 治	弁護士	会長 H24.4.1就任
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	会長代行
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
武 田 寛	大分県信用保証協会会長	
安 部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	
三 倉 剛	大分県医師会常任理事	
渕 野 壽美子	元大分市立高田小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	